

(書式 1 - 4 - 27)

公益目的のために信託を設定する場合の遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、次のとおり信託する。

- 1 信託の目的 障害者の福祉向上に資するための公益事業として、  
〇〇県〇〇市にある身体障害者施設への助成を行う。
- 2 受託者 〇〇信託銀行株式会社（〇〇支店扱い）
- 3 名称 公益信託記念障害者福祉基金
- 4 信託元本 遺言者所有の不動産全部を換価し、諸費用、公租公課を  
控除した残金
- 5 信託元本の運用 単独運用指定金銭信託
- 6 信託期間 特に定めない。信託財産が零となったときは終了する
- 7 給付 福祉施設の設備の充実のため金銭の助成をする。
- 8 その他 受託者の信託約款に従う。

第2条 この信託の設定について、主務官庁の許可が得られないときは、前条4  
記載の元本を〇〇県〇〇市に寄付（遺贈）する。

第3条 遺言者は、この遺言の執行者として、〇〇信託銀行株式会社を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者            〇   〇   〇   〇            印

## 解説

公益信託は主務官庁の許可を要するため（信託法第68条）、許可が得られない場合に備え、補充遺言（第2条）をしておくことが相当である。



\* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所